

地域限定保育士の全国展開について

- **特区制度の全国化**について、試験の目的を「保育士不足を解消するため」のものと位置付け、都道府県知事が、保育士不足の解消のため、通常の保育士に加えて地域限定保育士の確保が必要と認める場合に限り実施できる制度として児童福祉法に位置付ける方針とする。

具体案

- 地域限定保育士は、創設当初は、特に待機児童が深刻な区域での保育需要増に対応することを念頭に導入され、就業地域限定や規制緩和措置が、保育士の資質に与える影響等を慎重に見極めるため、国家戦略特区に限定して実施してきたが、
 - ・ 保育士の就業地域限定や保育士の質といった面での弊害は特段確認されておらず、
 - ・ 一方で、保育士不足が都市部だけでなく、**人口減少地域を含めた全国的な課題となっていることから、国家戦略特区に限定せずに実施を容認する必要も**生じてきていることから、全国制度化する方向で検討する。
- 児童福祉法における位置付けとしては、地域の保育士不足の早急な改善を図ることを目的として、地域の保育士確保のため都道府県知事が必要と認める場合に限り実施する試験とし、**通常の保育士試験を量的に補完**する役割の試験とする方針。
 - ※ 試験で求める資質・水準は、現行の地域限定保育士と同様、**通常の保育士と同じ資質・水準**を求める。
 - ※ ただし、**既存の規制緩和措置**である①民間企業でも実施可能、②実技試験に代えて講習で代替可能の取扱いについては、通常試験に加えて試験を実施するためには、こうした規制緩和措置を認め、柔軟な試験実施を可能とする必要があることから、現行と同様、**地域限定保育士試験のみに適用する。**
- **必要性の判断**については、地域の保育士確保に責任を有する**都道府県知事**とし、現在特区制度を活用している**神奈川県や大阪府などの保育需要が高い都市部**と、**人口減少等で保育士確保に苦慮している地方のいずれも対象となるような基準**（考え方）を厚生労働大臣（こども家庭庁関連法案が成立し、創設された後は内閣総理大臣）が示す方向で検討する。（政令市は、現行の特区の取扱いと同じく、都道府県と合意できる場合に実施可能とする方向で検討。）
- 今後、制度化後に円滑に試験や資格者管理が実施できるよう、**人口減少地域等を含めた都道府県等へヒアリング**するなどにより**制度活用に向けた課題の把握と対応策**について、新たに導入される予定の児童わいせつの資格管理制度やデータベースでの扱いも含め検討するとともに、**社会保障審議会（こども家庭庁創設後はこども家庭審議会）**などで議論するなど、**制度化に向け検討を進めていく。**